

番号	ご提出いただいた意見等の概要	御宿町議会の考え方
1	第8条「抑制区域」において、住宅地に隣接(50m以内)する事業区域内の発電設備の高さ制限を160cm以下とする制限を設けてほしい。第7条第1項にも記載されているように、住民にとっての眺望権は、生活基盤に欠かせないものであります。	発電施設を建設する際の基準は、今後制定される規則の中で規定されることとなります。周囲の景観や眺望を損なうことなく、周辺環境との調和に配慮される内容になるよう、担当課と協議していきます。
2	第12条の「同意」において、町が同意した場合、町が高札を用意し、必要事項を記載した高札を事業者が事業区域の出入口に掲げるものとする。高札は、事業者が町から購入する。高札の記載事項は、①同意(承認)番号、②発電事業の種類(太陽光或いは風力)、③事業者名、④土地所有者等、⑤工事施工者、⑥問合せ先及び電話番号(町の担当課が望ましい。[町民と事業者との直接的なトラブルを回避するため])	ご提案いただいた高札とほぼ同様の標識を掲示することが2017年に制定された改正FIT法(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律)で義務付けられています。
3	第13条の「同意の基準等」において、事業者の賠償責任を明確にすべきだと思う。昨今、異常な自然災害が発生しており、突風や竜巻等の被害が各地で生じている。特に太陽光発電においては、2項で述べた住宅地に隣接する事業区域においては、太陽光パネルの飛散による被害が想定される。この場合において、被害を被った家屋の補償を担保できる事業者でないと、問題解決には繋げることはできなくなる。このためにも事業者等が賠償保険に加入しているか否かも基準等に含めてほしい。	議会としましては、ご指摘いただいた内容はいずれも重要な項目であると考えています。発電施設の維持管理に関する詳細な計画書を施工者に提出させるよう規則で定める方向で担当課と協議を進めており、提出を求める計画書の項目として適切な形で盛り込めるよう要請していきます。なお、外周フェンスについては、2017年に制定された改正FIT法(再生可能エネルギー特別措置法の一部を改正する法律)により、設置が義務付けられています。
4	工事の施工内容について、当町は温暖な気候もあって、雑草の生育が著しいため、除草シートは、事業区域内全面を覆うようにすべきであります。又、残念なことに、最近、キョン、猪、穴熊等が多く散見されます。このため、事業区域内がこれらの動物の巣や隠れ家にならないよう、又、防犯、子どもの遊び場等にならないよう事業区域全面の外周にフェンスを張ることを必須にすべきであります。又、工事中に発生した間伐した木材の撤去を行わせるなど、事業区域内の一部がゴミ置場とならないように、工事方法等を明確にすべきです。	
5	第18条「立入調査」に関連して、事業者に定期的な点検を義務化させ、設備及びその付属設備等(等とは、フェンス及び除草シートを含む。)の調査、確認を行わせ、その損傷や劣化及び鳥獣・蜂の巣等の補修・駆除を報告させる必要があると思います。このことにより、事業開始後も事業者の責任が明確になり、住民とのトラブルも軽減されることに繋がることと思われます。	
6	第21条の「付則」(施行期日)について、施行期日の遡及効を設けることはできないか？少なくとも3年前まで	法令の遡及適用は、全ての関係者の利害に関係がある、または、全ての関係者に利害関係がない場合にのみ行われるのが原則であるため、本条例の遡及適用は難しいと考えます。既に開始されいている事業については、現状把握に努めるよう、担当課に要請していきます。

7	<p>3.11以降原発による電力の供給には反対ですが、太陽光による電力供給にも疑問はあります。</p> <p>何故ならソーラーパネルの設置には自然の破壊とパネル自体が大量のゴミになる可能性があるからです。また、電力の供給の範囲が設置エリアで無くて売電されるシステムにも疑問があります。</p> <p>遠隔地である御宿にも近年ソーラーパネルの設置が増えていますが、大した規制も無くて、土地の所有者が税金対策でメガソーラーを安易に設置する事は将来に大きな負の遺産を築きそうで不安です。</p> <p>また現に七曲で何回も崖崩れをしている軟弱な土地にソーラーパネルを設置工事中なのは行政として黙認するわけにはいかないとおもいます。</p> <p>検討ねがいます。</p> <p>設置基準の規制を検討願います。</p> <p>美しい里山を子供達に残すために！</p>	<p>議会としても、ご指摘いただいたような負の遺産を町が抱えてしまうようなことがあってはならない、豊かな自然環境をよりよい形で後世へ引き継がねばならないとの思いから、本条例を提案しました。</p> <p>現在町で行われているソーラーパネル設置工事については、まず現状を把握し、必要な手立てを講じるよう、担当課に要請していきます。</p>
---	---	--